

「保険会社向けの総合的な監督指針」一部改正(案)

現行	改正後
<p><b>Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-18 ソルベンシー・マージン比率の計算</p> <p>Ⅱ-2-18-2 資本の安定性・適格性等のチェック</p> <p>(1) 告示第1条第7項に定める「ステップアップ金利が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 『「150ベース・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p><b>Ⅲ. 保険監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-18 ソルベンシー・マージン比率の計算</p> <p>Ⅱ-2-18-2 資本の安定性・適格性等のチェック</p> <p>(1) 告示第1条第10項に定める「ステップアップ金利が過大なものである」かどうかは以下の条件に照らして判断するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 『「150ベース・ポイント」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』ないしは『「当初の信用スプレッドの50%」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値』以下となっているか。</p> <p><u>ただし、告示第1条第6項に規定する特定負債性資本調達手段においては、上記「150ベース・ポイント」を「100ベース・ポイント」と読み替えるものとする。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>